

(仮称)河内長野市市民公益活動支援センター検討委員会第8回会議報告

日 時：平成18年11月14日(火)
午前9時30分～12時
場 所：市役所8階 802会議室

1. ソフト面について

会 長：資料1の前の意見集約を参考にソフト事業について各班で検討してください。

<ソフト事業について各班で検討>

副会長：では、検討結果を発表してください。

委 員：情報の収集・提供で一般市民向け情報誌と市民公益活動の情報誌はまとめてしま
って良いと思う。人材育成、相談・助言、立ち上げ支援という分け方ではなく、
新たな公益活動団体立ち上げのための人材育成・相談と、既存団体の充実のため
の人材育成・相談と分ければどうかと思う。

副会長：ありがとうございました。では、次の班お願いします。

委 員：評価は難しいが、必要だと思う。評価の機能の説明に「NPO 法人を対象」とある
が、市内には法人は少ないので、この表現はもう少し検討する必要があると思う。

副会長：ありがとうございました。では、続いてお願いします。

委 員：相談・助言と立ち上げ支援を分ける必要はないと思う。また、情報の収集・提供
にある「交流による情報提供の場づくり」は、ネットワーク支援の入るのではと
思う。

副会長：ありがとうございました。

会 長：いろいろと意見がでましたが、このソフト事業の項目については、「市民公益活動
及び協働促進に関する提言」に基づいたものですので、できればそのままと思
うのですが、いかがでしょうか。

アドバイザー：この検討委員会でわかりやすいように組み替えても良いし、提言に合わせ
ても良いのですが、それほどこだわりがないのであれば、提言に合わせた方がほ
かの市民から見たときに流れがわかりやすいと思います。

会 長：では、特に意見がないのであれば項目はこのままで。全部の項目について各班議
論しきれていないようなので、もう少し検討をお願いします。

<ソフト事業について各班で再度検討>

委 員：評価を考える上で条例が必要だと考えます。条例は NPO で言えば定款のような
もので、それが市民公益活動の支援などについてのすべての基準となり、そこか
ら来る計画をどのように実行するかについて評価していく必要があると思います。

委 員：調査・研究や評価は必要だという結論になりました。具体的にはどういうことを
していけばいいのか今はわからないのですが、今後考えていかなければならない

と思います。

委員：何を評価するかを考えると、おそらく市民公益活動について評価すると思いますが、それは支援施策であったり、センターについてであったりと、非常に多岐に渡ると考えます。

会長：調査・研究、評価については必要だということで、具体的にどうするかについては、今すぐ決めることが出来ませんのでセンター設立後検討していくということで良いでしょうか。

2. 運営体制について

<事務局から資料の説明>

会長：まずは運営形態ですが、公設は動かしようがありませんが、公営にするか民営にするか、皆さんで検討をお願いします。

<各班で運営形態について検討>

委員：施設の趣旨や公平性の観点から、公設民営（指定管理者）が良いと思う。

委員：この班では、2つの意見が出た。まず1つ目は、施設の機能と協働という観点から、民営しかないと思う。2つ目の意見では、公平性を重視して公営が良いということだった。

委員：3班では、公設民営（指定管理者）が良いということになった。

会長：多数決でいくと民営で指定管理者ということになりますが、公平性という観点から公営という意見もありました。多数決で決めるようなことでもありませんので皆さんで議論していただければと思います。他市では公平性を考えて公営のところもありますよね。

アドバイザー：運営形態は市によって様々です。富田林は、今は公営ですが将来的には民営を考えています。市民側が育つまでの暫定的な公営ということになります。また、民営だったものを、公平性を重視して公営に変更した市もあります。川西や箕面、皆さんが見学に行かれた八尾では民営ですね。

委員：河内長野市には残念ながら管理運営を受けられるだけのNPOはまだ育っていないと思う。NPOが育つまでの間、暫定的に公で運営し、運営委員会を作って民の意見を反映すれば良い。

委員：公営にすると市民が自立しないし、融通が利くななどの公にはないボランティアならではの良さを活かして運営していければと思う。

委員：民営にすると、選定の条件をどうするか、誰が選定をするのかななどの問題があるし、急いで民営にするよりは、暫定的に公営にして民間の団体が育ってきたのを見極めてから民営に変えていけば良いのではないか。

会長：民営にした場合、選定にあたって民間の意見を反映させるのは可能か。

事務局：この後の議論を予定していたのですが、運営主体に求められるものという資料を用意しています。選定基準を最初から民間でつくりあげるといことは難しいですが、すでに条例で決まっている条件のほかに、こういう条件が必要ということで要望することは可能です。

アドバイザー：民営で指定管理者ということであれば、公募と単独指名という方法があります。箕面市の場合は、これまでの実績とともにセンターの運営を目指して集まった団体ということで指名になりました。ただ、一部の市民の方からはなぜ指名なのかという声もありました。指名の場合は、市民側の一本化ということが大切です。みんながグループ化してみんなで中間支援を担っていこうというのが理想ですね。一方、公募ということになれば募集要項によって大きく左右されます。例えば、市外の団体が担うのは具合が悪いということであれば、入り口の時点で市内の団体に限定することができます。ただ、要項づくりについてはこの検討委員会でするものではありません。

会長：この委員会では、具体的に要項をどうするかということまでは議論できません。ここでは、公営にすべきか、民営にすべきか、民営であればどういった団体がふさわしいのかというところまでの議論になります。これまでの皆さんの意見を集約すると、将来的な民営を目指して暫定的な公営ということになりますが、いかがでしょうか。

アドバイザー：富田林市で暫定的に公営となった理由はただ一つ、常勤スタッフが確保できなかったからです。スタッフの確保さえ出来ていれば民営ということになっていました。民営になったからといっても、特に最初は市の担当者のフォローをもらいながらの運営になります。

会長：指定管理者制度と業務委託との違いで、清掃・警備等の個別業務についても指定管理者に包括的に行かせた方が適当とありますが、ビル管理会社でない民間の団体でここまでできるのでしょうか。

アドバイザー：寝屋川市民会館の指定管理者の募集要項で「市内のNPO」に限るという項目をつくりました。市民会館の場合、ホールの音響や照明設備の保守点検など専門性の高い業務があります。これらの専門性の高い業務からソフト事業まで全て担える団体というのはありません。応募してきた団体の全てが下請けに出すということで企画書を作ってきています。最終的な責任は指定管理者になりますが、実際の清掃や設備の点検などの業務は下請け業者がするというようになります。

会長：では、どういたしましょう。「民営を視野に入れての暫定的な公営」のほかにご意見はありませんか？

副会長：せっかくここまで検討を重ねて、今皆さんが描いているセンター像を実現していくのであれば、最初から簡単に暫定公営と決めてしまうのではなく、市民側の思いとして民営にすればよいのでは。個人的にはみんなで担っていこうという機運になれば一番良いと思っています。

副会長：私も、思いを持った人たちで運営していくべきだと思います。技術的なことももちろん必要ですが、それ以上に熱き思いというのは、将来的に大きなプラスになってくるのではないのでしょうか。

事務局：この検討委員会では、何が理想なのかということを議論していただいています。ここで出された理想に向かって、センターのオープンに向けて今後進めていくこととなります。その過程で、無理が生じればその理想と違う選択、例えば暫定公営とうこともあり得ますが、今はそこまで決めてしまうのではなく、理想を挙げていただければ良いかと思えます。

委員：いきなり暫定公営とするのではなく、理想として民営とすれば良いのではないのでしょうか。

会長：目標として民営とするということですね。ただ、公平性の面から公営という意見もありましたので、次回もう一度検討しましょう。また、提言文書案についても目を通してもらって、次回以降に検討していきましょう。